

人と動物のより良い関係をめざして

動物愛護シリーズ〈その2〉

毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。これを機会に、人と動物が共生できる社会の実現に、動物の正しい飼い方などについて考えてみましょう。

参考資料

総務省監修広報通信・福岡県動物愛護推進協議会発行パンフレット

●動物愛護管理法が改正

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）は、動物の虐待防止や適正な取り扱いなどの動物愛護に関する事項、人に対する危害や迷惑の防止などを図るための動物の管理



に関する事項を定めた法律で、平成17年6月、第162国会において改正され、平成18年6月1日から施行されています。改正された主なところは、基本原則に「動物が命あるものであること」「人と動物の共生に配慮すること」の2点が追加されました。

また、大きく変わったところは、飼主の責任が明確になり、動物の適正な飼育、迷惑行為の防止、動物の感染症についての知識をもつことなどが加わりました。虐待による罰則強化や、動物販売業者は、購入者に対して、その動物の適切な飼育方法についてきちんと説明することが求められることになりました。

●飼い主を明示する

飼っている動物には、名札や標識、マイクロチップなどを付け、飼い主がだれであるか分かるようにしましょう。特に、犬については鑑札をつけることが「狂犬病予防法」で義務づけられています。また、猫のしつけは難しいものがあります。猫を飼っている



●繁殖制限をする
多数の動物を飼うことで、周辺の生活環境に迷惑をかけていませんか。

●動物による感染症の知識を持つ
人間とペットは非常に密着した距離で生活しているため、気づかずにペットを通して動物由来感染症にかかることがあります。そのほとんどは、かみ傷、引っかき傷、また、気づかずに排泄物に触れた手を口へ持っていくなどして感染するものです。飼い主は感染症について正しい知識を持ち、動物を触った後は必ず手を洗うなど、身の周りや飼育環境の清潔を保ちましょう。

●終生飼養に責任と愛情
県の動物管理センターでは、引き取った犬・猫の新しい飼い主を探す「里親制度事業」を行っています。ですが、思うように飼い主が見つからないのが実情です。



新しい飼い主が見つからない犬と猫は残念ながら殺処分せざるをえません。県の条例や、今年6月に改正施行された動物愛護法でも、引き続き飼い主の責務のひとつとして終生飼養が定められています。飼えなくなっても、次の新しい家族へ命をたくすまでが、家族の一員だった犬・猫に対する飼い主としての



最後の責任であり、愛情です。動物は飼い主を選べません。どうか今一度、動物たちの目を見て、飼養について考えてやってください。

動物愛護に私の要望（要望書）

恵良尚子さん（甲植木区）



広報での犬猫引き取り欄を、同時に啓発の欄へ

「犬猫の引き取りは行政の業務として法で定められています。がこれは決して「飼えなくなっても大丈夫、行政に引き取ってもらおう」という手があります。」

といった、無責任な飼い主に好都合な行政サービスではありませ

ん。飼い主の責務のひとつとして、動物愛護法や県の条例に定

められている終生飼育が大前提であることこそ、行政として強く啓発すべきだと考えます。現在までの犬猫引取りのお知らせは、「ゴミの収集日お知らせのごとく、あまりにも淡々とし、業務的すぎると感じます。広報のやり方によっては、いらなく

なれば引き取ってもらえばよいという安易さ、無責任さを助長してしまいます。現実には、引取りを希望する飼い主は、自分に都合の悪いことから逃げようと、なかなか殺処分という現状に目を向けようとはしません。動物管理センターで、飼い主に再考をお願いする

職員に対し、「お前らは私の税金で喰っているんだから、さっさと引き取れ」と、納税者であることを盾に責任逃れをする飼い主も多く、「やむなく飼えなくなった」の、やむなくは、ほとんどが知識不足や身勝手による理由です。

この現実を踏まえた上で、業務として以上に人間として訴えていただきたいのです。広報紙の枠や字数などあるとこと存じますが、ご検討の程をお願い申し上げます。」

（次号へつづく）

ねこからの4つのお願い

①私たちが家族計画したい
オスの去勢手術はスプレー（マーキング行為）やケンカを防止します。メスの不妊手術は不慮の妊娠を防ぐことが出来ます。発情期の鳴き声でご近所に迷惑もかかりません。不幸なねこをつくらないためにもねこの家族計画は飼い主の責任です。



③トイレのしつけをしてほしい
ねこに関する苦情のトップは「庭に来てフン・尿をする」です。トイレは家庭できるようにしましょう。またトイレは毎日掃除し、においやその始末にも十分気を配りましょう。



②迷子札をつけて
衰弱や事故などで自力で移動できなくなった多くのねこが負傷動物として保護収容されています。これらのねこのほとんどは、飼い主が判明しません。迷子札を付けていればねこが道に迷ってもあなたの元へ帰ることができます。



④室内で飼って
できるだけ室内飼育をすすめます。交通事故や伝染病の心配が少なくなり、フンや足跡などご近所とのトラブルの心配もなくなります。十分なエサがあり、安全で、ストレスが発散できれば、犬と違い、ねこは空間をうまく使えるので生活のためにあまり広い場所を必要としません。



福岡県動物愛護推進協議会発行パンフレットから転載